令和８年第１回定例会

厚生常任委員会記録

令和８年３月11日（水）於　第２委員会室
開 会　午前10時00分
散 会　午前11時27分

○出　席　委　員（５名）

３番　志　村　洋　子　委員	４番　三　浦　　行　委員	10番　成　田　大　介　委員
12番　齋　藤　　豪　委員	16番　木　村　隆　洋　委員	

○出 席 理 事 者（８名）

市民生活部長	佐　藤　真　紀	市民協働課長	土　岐　康　之
福　祉　部　長	秋　田　美　織	介護福祉課長	工　藤　信　康
福祉総務課長	高　屋　　憲	健康こども部長	佐　伯　尚　幸
こども家庭課長	清　野　　悟	国保年金課長	相　馬　延　承

○出席事務局職員（２名）

次　　長	竹　内　孝　行	書　　記	田　村　宣　樹

†――――――――――◁ ▷――――――――――†

【午前10時00分　開会】

○委員長（成田大介委員）　これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は５名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、１、付託案件の審査について。２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上２件であります。

初めに、案件１、付託案件の審査を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案８件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は１議案につき３回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第22号　弘前市交流センター条例及び弘前市昴地区集会所条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　まず、議案第22号弘前市交流センター条例及び弘前市昴地区集会所条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀）　議案第22号弘前市交流センター条例及び弘前市昴地区集会所条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。別にお配りしております資料に沿って

御説明させていただきます。

１、概要についてであります。

弘前市交流センター条例及び昴地区集会所条例に規定する10施設につきまして、１時間単位での使用料金に改正するほか、市内・市外の居住区分を廃止するなど、所要の改正をするものであります。

２、主な改正の理由についてであります。

①使用時間区分の改正につきましては、現行の条例規定に基づき、短時間の利用であっても４時間単位等の使用区分での扱いになり、料金も適用されることから、同区分を１時間単位に改め、短時間利用へのニーズに対応することで利便性を図り、交流センターの一層の利用促進につなげるものであります。

②市内・市外の居住区分の廃止につきましては、弘前市交流センター条例に規定する９施設のうち６施設において使用料金に市内・市外の居住区分が設けられており、料金体系が統一されていない状況にあります。利用者にとって分かりやすく公平な料金体系にすることで利便性の向上を目指すとともに、広域的な交流を促進し、ひいては地域の活性化を図るために市外料金を廃止するものであります。

３、主な改正の内容についてであります。ここからは、別にお配りしております新旧対照表も併せて御覧ください。

新旧対照表の１ページから４ページの右側を御覧ください。

一つ目に、宮川交流センターから北辰学区高杉ふれあいセンターまでの６施設につきましては、４ページ備考欄の第１項目のように、現在、使用区分が４時間当たりとなっております。また、６ページから８ページの、サンライフ弘前、裾野地区体育文化交流センター、新和地区体育文化交流センターの３施設は、午前・午後・夜間・全日の使用区分となっております。これらの９施設全てにつきまして、１時間単位の使用区分及び使用料に改めるものであります。改正後の内容が新旧対照表左側１ページから３ページになります。

次に、９ページを御覧ください。

二つ目に、昴地区集会所条例につきましても同様に、集会所の利用料金を徴収することができる場合の基準額を１時間単位に改めるものであります。

続きまして、１ページにお戻り願います。

三つ目に、新旧対照表右側１ページから４ページの、宮川交流センターから北辰学区高杉ふれあいセンターまでの６施設につきましては、現在、市内と市外の居住区分でそれぞれ料金を設定しておりますが、当該区分を廃止し、市内料金を基準にほかの３施設と統一を図り、新旧対照表左側１ページから３ページのとおり利用者にとって分かりやすく公平な料金体系へと一本化するものであります。

続いて、料金体系の統一性を図るための所要の改正内容についてであります。

７ページを御覧ください。

まず、新旧対照表右側７ページから８ページの裾野及び新和地区体育文化交流センターにつきましては、ほかの７施設に倣い、体育室の使用料における「児童・生徒」及び「一般」の区分を廃止するほか、暖房使用料を新設するものであります。

次に、新旧対照表右側８ページ、新和地区体育文化交流センターの郷土芸能習得室につきましては、備考欄の第１項目にありますように、現在、半分に分割して利用いただいておりますので、新旧対照表左側３ページの表中のとおり、新たに「郷土芸能習得室Ａ」「郷土芸能習得室

Ｂ」の区分を設けるものであります。

最後に、字句の整理として、新旧対照表１ページの交流センター条例第４条及び９ページの昴地区集会所条例第６条の条文中、いずれも「申込み」を「申請」に置き換えるものであります。

改正内容につきましては、以上となります。

次に、４、使用料の算出についてであります。

１時間単位の使用料の金額につきましては、現行の使用区分の金額を時間数で割った金額とし、10円未満を四捨五入した金額としております。

５、条例改正施行日につきましては、本年７月１日から施行とするものであります。

交流センターは90日前から予約を可能としているため、４月から施設利用に係る変更内容を周知するとともに７月以降の予約受付を開始し、７月１日以後の使用から改正後の条例を適用するものです。

説明は以上でありますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員）　今回、今までの、例えば４時間とか午前・午後とかという区分が１時間単位になるということは、市民のニーズに非常に合ってきたのかなと。今まで自分たちが予約をしても、例えば11時から午後の２時、３時まで使うとなると、すごく予約しづらかったりして、こうなると皆さんも使いやすいのかなと思うのですけれども。

一応、改正の理由もおっしゃっていただいたのですけれども、何がきっかけで今回、やっぱり市民ニーズの高まりが大きかったのか。非常に便利になっていい改正だと思うのですけれども、この後の老人福祉センター等も含めてみんな同じような改定になっているのですけれども、何かきっかけがあったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○市民協働課長（土岐康之）　今回、このタイミングで改正することになったのは、木村委員が今おっしゃったように、市民の方々から前からも意見はありました。

市民の方々から強い要望があったので、既に１時間単位の料金体系を導入している泉野とか、ほかの体育施設のほうでも１時間単位でやっているということで、今回、そのニーズに合わせて利便性を高めるために、このタイミングで上げさせていただいたところであります。

○16番（木村隆洋委員）　本当に市民ニーズに合っていていい形だなというふうに思います。

今の10施設は多分、全て指定管理になっていると思います。町会等でやっているところもかなりあるのかなという中で、今回のこの料金改定、この10施設は多分、ほとんど使用料金制でやられているのかなと、利用料金制が果たしてあるのかというところの確認と、使用料金制であれば市にこの料金が入っていきますので、その考え方の中で、この指定管理料に対する影響とか、その収入の面というのがどう変化するのかというところも含めてお伺いできればと思います。

○市民協働課長（土岐康之）　まず、御質疑のうちの、使用料がこちらに入るのかというところでいきますと、弘前市交流センター条例のほうに規定する９施設に関しては、市のほうに歳入として入るので使用料金制。昴地区の集会所に関しましては、利用料金制で指定管理者に入っていくということになっております。

あと、収入面は、やってみないと分からない部分があるのですけれども、同じ利用者で、それが実態に合って利用時間が少なくなれば使用料というのは減るかと思うのですけれども、今まで午前・午後とちょっとまたぐところでも全部占有されていた部分に空き時間ができるとい

うことになりますと、その空き時間にまたほかの方も借りられるということで、そういうところで今まで同じ日に使いたいという人が使えない場合もあったかと思うのですけれども、そういう方が入ってくれば時間もそうですし、利用する方、件数というのも、そういう率というのも高まってきて、もしかしたらアップするかもしれませんし、減る部分もあるかもしれないのですけれども、そこはやってみないと分からないかなと、まだちゃんとした見込みは立っていないところです。

○16番（木村隆洋委員）　最後に、昴地区の集会所だけが利用料金制だという話で、ほかの交流センターは全て使用料金制になっているというお話がありました。

今後、こういう指定管理の在り方ということを考えていくときに、せっかくこうやって料金の改定も行って使いやすくなっている。例えば、指定管理者が、一生懸命やれば自分たちでいろいろなことができるのだという形の利用料金制に対しての考え方というか、すぐに全て移行するとかではなくても、せっかくこういう施設を使いやすくしている、指定管理者のやる気を――やる気というか、やる気がないわけではなくて、今まで以上にこの施設を使ってもらおうとか、例えば、もし利用料金制になれば自分たちで自主事業をやろうとか、多分そういう意欲にもつながっていくというふうに私自身は考えています。

そういったところも含めて、今使用料金制の９施設を、将来的には利用料金制にしていこうとかという、現時点でどう考えているかというのを最後にお伺いできればと思います。

○市民協働課長（土岐康之）　今回、この議案には出てこない、既に１時間単位で貸出ししているところとして、泉野多目的コミュニティ施設は一部利用料金制ということになっております。今挙げたそれ以外の交流センターにつきましては使用料金制で、指定管理者としてはほぼ地元の町会の方とかが主になって、地域の方を雇用して運営しているというところです。

私たちは町会のほうも所管しているところになりますけれども、利用料金制、自分たちでそういう雇用の給料とかを工面する、それを利用料金のほうから賄っていくというところでいくと、いろいろと工夫とか、努力ではないですけれども企画力だったりとか、そういう対応力というのは必要になってくるのかなというところがあります。

そういう点を考えますと、すぐに泉野のように利用料金制でやっていくというのは、現状としましてはなかなか難しいと思います。

市の歳入的には、やはりそのほうが指定管理料というのは減ってくるのでいいのですけれども、本当にもうちょっと抜本的な見直しではないですけれども、指定管理者をどなたにするかとか、公募してやっていくとか、そういうところから検討が必要なのかなというところで、今のところはどっちの方向性で行くかというところまでは見えていないのかなと。

まずは、今ある状態で、できるだけ多くの方に利便性を高く利用してもらいたいというところで、今回の改正を提案させていただいたというところになります。

○12番（齋藤　豪委員）　市内・市外をなくした理由。

あと、暖房使用料を頂くということで、これまでは頂いていなかった。

あと、冷房に関してはどういう扱いになっていましたか。

○市民協働課長（土岐康之）　まず、今回、市内・市外料金の居住区分をなくして、市内料金のほうに料金を統一して算定するという形にさせていただいております。

こちらの理由としては二つほどありまして、一つ目は、市の交流センター条例に居住区分があるところが６施設、ない施設が３施設で、同じ条例の中で違う形の料金体系になっておりましたので、統一性を図るということが一つ。

二つ目として、交流センターに関しましては、世代間交流とか高齢者の生きがいづくりを設置目的としておりまして、市民だけでなく周辺自治体の住民を含めた幅広い交流が生まれることで地域全体が活性化していくものと考えておりますので、そのような効果を引き出すためにも、より分かりやすく利用しやすい料金体系に見直すということで、今回内容を考えたものであります。

また、暖房使用料のほうを新たに頂くというところですけれども、暖房使用料につきましても、今のところ徴収していないのが新和と裾野のところになります。こちらの両交流センターは平成18年に市体育文化交流センター条例から市の交流センター条例へ統合した際に、従前の使用料金体系を継続したものになります。

しかしながら、統合から20年近く経過し、施設運営の在り方も変化しておりまして、使用時間区分を１時間単位貸しへ改正する今回のタイミングで、施設間の公平性と受益者負担の適正化を図るため、新たに暖房使用料を徴収することとしたものです。

冷房につきましては、現時点で冷房料金を頂いているのがサンライフ弘前になるのですけれども、サンライフ弘前も同じく、もともとは雇用・能力開発機構で運営した、国の機関の所管だった施設が市のほうに譲渡になったということになっていますけれども、できたときから、最初は全館冷房という形で、その全館冷房設備がちょっと壊れてしまったので、それに合わせて各部屋に冷房をつけて、体育施設とかトレーニング室を除くところはほぼ全館的な形で冷房になっております。

ほかの交流センターは現在、事務室と最も使われている部屋のみに冷房設備がついておりまして、現時点では冷房の料金を増額という形では頂いておりません。

ただし、来年度予算にも上げさせていただいておるのですけれども、そちらの交流センターにつきましても、随時冷房設備を増設していく予定になっておりますので、そちらで冷房設備が入った部屋が大分増えてきましたら、その整備状況を見て、冷房料金のほうはサンライフ弘前と同じように頂いていこうかなということで計画しております。

○12番（齋藤　豪委員）　まず、市内・市外で料金設定が違うところを同じにするということで、市外の人も使い勝手がよくなるということだと思うのですが、それに伴って、市内の人たちが使いにくくなるというところは考慮していたのかというところと、それをどういうふうに考えて改善・是正していくのか。

あと、暖房・冷房に関しても、冷房であればエアコンの整備、暖房であればストーブの整備というところ。あと、どういう料金設定で、市からの持ち出しはかかっていくのかというところをお聞かせください。

○市民協働課長（土岐康之）　まず、市外料金を廃止することによる弘前市民への影響というところですけれども、今回、そういう形で市外料金を外したというところでいきますと、先ほどもちょっと触れたのですけれども、こちらというのは、そういう料金もありますけれども、施設を拠点にいろいろと地域が活性化していくことを目指して、今回改正させていただいております。

実際の利用状況、稼働率というところでいきますと、市街地に近いところでいきますと、全体で年間50％ほど、離れているところになると10％台とか１桁の稼働率ということで、それ以外の割合のところは空いている状況。あと、今回１時間単位で借りられるということになれば、先ほどの質疑への答弁でもありましたけれども、それだけ空いて使える部分というのが出てくるということでいくと、やってみないと分からない部分もあるのですけれども、市民の利便性

というか、使用しづらくなる状況が生まれるのかどうかはやってみないと分からない部分はありますけれども、もし万が一、市民の方にそういう支障が出るようなことがあれば、そこら辺はいろいろと使い方、施設間でルールとかがありますので、そういうところを調整して柔軟に対応していきたいと思っております。

あと、今後の冷暖房の整備と、使用料金をどうしていくかと。暖房につきましては、必要な部分は支障がないように、冬場でも皆さんがちゃんと使えるように整備していますし、経年劣化に応じて入替えとか設備の更新を行っております。冷房に関しても整備していくということで、そこはやっぱり受益者負担をほかの施設と同じように、やっぱり光熱費がかかりますので、その部分は頂いていきたいと思っております。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第23号　弘前市老人福祉センター条例及び弘前市生きがいセンター条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　次に、議案第23号弘前市老人福祉センター条例及び弘前市生きがいセンター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織）　議案第23号弘前市老人福祉センター条例及び弘前市生きがいセンター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市老人福祉センター及び弘前市生きがいセンターの使用料に係る取扱いを改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、別途配付しております資料に沿って御説明させていただきますので、お手元の資料１を御覧ください。

まず、１、改正理由であります。

弘前市老人福祉センター及び弘前市生きがいセンターの各施設の使用料について、利用者の利便性向上や利用ニーズに対応するため、これまで午前・午後の使用区分であったものを、必要な時間での使用が可能となるよう１時間単位に見直すこととしたものであります。

次に、２、改正内容であります。

初めに、弘前市老人福祉センター条例について御説明いたします。

第５条につきましては、字句の整理を行うもので､「申込み」を「申請」に改めるものであります。

また、使用料につきましては、これまで午前・午後の使用区分であったものを１時間単位の使用区分及び使用料に見直すこととしたものであります。

詳細につきましては、資料２、新旧対照表を御確認ください。

次に、弘前市生きがいセンター条例について御説明いたします。

第４条につきましては、字句の整理を行うもので､「申込み」を「申請」に改めるものであります。

また、使用料につきましては、これまで午前・午後の使用区分であったものを１時間単位の使用区分及び使用料に見直すこととしたものであります。

詳細につきましては、資料３、新旧対照表を御確認ください。

続きまして、３、施行期日であります。

本定例会において条例を改正した後、周知期間としておよそ３か月を置き、令和８年７月１日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第24号　　弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　次に、議案第24号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織）　議案第24号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について御説明いたします。資料１を御覧ください。

令和７年度税制改正において給与所得控除の控除額が10万円引上げになることに伴い、令和８年度における保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を設けるなど、所要の改正

をしようとするものであります。

具体的には、①として、介護保険料等に意図せざる影響や不利益が生じないよう、所得が減少し、従前の保険料段階よりも段階が下がるものと、②として、就労収入の増加により住民税が課税扱いとなり、従前の保険料段階よりも段階が上がるものについて、令和７年度と同等の段階となるようにするものであります。

資料２を御覧ください。介護保険料所得段階表について御説明いたします。

当市の介護保険料は、低所得者に配慮するとともに、負担能力に応じた保険料設定とするため、段階を15段階に設定しており、本人の所得や世帯における住民税の課税状況によって被保険者の所得段階が決まります。

資料３の右下に「１」と記載されているページを御覧ください。厚生労働省社会保障審議会介護保険部会における、本案に関連する資料であります。

下線部にありますように、所得の増減及び住民税の課税状況の変更による保険料収入額が全体で１％程度減少すると見込んでおり、その影響が生じないよう今回の対応に至ったものであります。

資料１にお戻り願います。

最後に、３の施行期日につきましては、令和８年４月１日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

○４番（三浦　行委員）　税金の計算方法が変わって、市民の介護保険が高くならないよう特例を設けるという御説明でした。

業務システム改修で市の職員の事務負担が大幅に増加することが心配ですが、具体的にどういう負担があるのか。また、職員の事務負担を減らす対策はあるのかお伺いします。

○介護福祉課長（工藤信康）　事務負担につきましては、介護保険事務処理システムの改修が主な作業となります。改修後の動作テストが若干負担となりますけれども、細心の注意をもって作業に当たるようにいたします。

また、市民からの問合せへの対応策として、保険料の通知を送付する際に内容を分かりやすく記載した文書を同封し、負担の軽減に努めていきます。

○４番（三浦　行委員）　令和９年度以降の保険料はどうなるのかお伺いします。

○介護福祉課長（工藤信康）　介護保険料は３年ごとに見直すこととなっております。

令和９年度からの保険料については、令和８年度に計画する第10期介護保険事業計画策定の中で、介護サービス利用料の推計などと併せ、低所得層にも配慮しながら算定してまいりたいと考えております。

○４番（三浦　行委員）　市民負担がないようにする条例案ですので反対はしませんが、ほかの自治体の話では、数字がばらばらで計算ミスも心配されていると伺っています。課長がおっしゃったように、市民からの問合せも多くなって、説明するのも大変ではないかと考えます。職員を増やすなど、できるだけ事務負担を軽減し、柔軟に対応することを要望して終わります。

○16番（木村隆洋委員）　先ほどの御説明の中で、まだ分からないけれども、影響を受けるのが全被保険者ベースで大体１％程度というお話があったのですが、これは当市においても、影響があるのは大体同じぐらいなのか。大体の人数でも分かれば教えてもらいたいと思います。

○介護福祉課長（工藤信康）　具体的に国の基準と全く同一の１％とは言えないかもしれませんけれども、大体その範囲内に収まるのではないかと推測しております。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第25号　弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　次に、議案第25号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織）　議案第25号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員の任期を変更するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について御説明いたします。資料１を御覧ください。

１、改正に至った背景であります。

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会は、計画の策定を目的として設置されており、委員の任期も委嘱の日から計画策定等年度の末日までと定められていることから、計画策定後の進捗状況の確認や各施策の評価などの進行管理については、市が単独で実施しているところであります。

近年、国は、保険者が行う各取組に対し、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進行管理をこれまで以上に求めており、計画の実行段階においても第三者による評価や改善が重要となってきている状況となっております。

次に、２、改正理由であります。

介護保険事業をより効果的に推進していくため、計画策定時に審議に関わった委員と共に計画の進行管理を行う体制を整えようとするものであります。

また、この改正に伴い、弘前市地域包括支援センター運営協議会の担任する事務及び任期を整理いたします。

次に、３、改正内容であります。資料２の新旧対照表を御覧ください。

別表１、市長の附属機関の表、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の任期を「委嘱の日から計画策定等年度の末日まで」から「３年」に改め、弘前市地域包括支援センター運営協議会の担任する事務のうち、「（４）地域密着型サービスの指定、運営等に関すること。」を削るとともに、任期を「３年以内」から「３年」に改めるものであります。

資料１にお戻りください。

最後に、４、施行期日につきましては、令和８年４月１日とするものであります。ただし、弘前市地域包括支援センター運営協議会の改正規制の施行日につきましては、別に規則で定める日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

○12番（齋藤　豪委員）　改正のところで、(４)地域密着型サービスの指定、運営等に関することを削った理由をお知らせください。

○介護福祉課長（工藤信康）　(４)地域密着型サービスの指定、運営等に関することの事務につきましては、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会のほうでその後審議することになりますので、その担任事務を移動するということで削除することになりました。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第26号　　屋内ゲートボール場すぱーく弘前条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　次に、議案第26号屋内ゲートボール場すぱーく弘前条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織）　議案第26号屋内ゲートボール場すぱーく弘前条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、屋内ゲートボール場すぱーく弘前の使用料に係る取扱いを改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、別途配付しております資料に沿って御説明させていただきますので、お手元の資料１を御覧ください。

まず、１、改正理由であります。

屋内ゲートボール場すぱーく弘前は、令和６年４月１日付で社会福祉法人弘前市社会福祉協議会から無償譲渡を受けた施設であります。

施設の管理運営に当たっては、既存利用者層への配慮として、譲り受けた後も当面の間、利

用区分や使用料などを踏襲し、譲渡前の規定とおおむね同様として運営しているところであります。

このたび、多様な利用ニーズに対応するとともに、広く市民の運動機会を創出することで健康都市弘前実現を図るため、これまで午前・午後・夜間の使用区分であったものを必要な時間での使用が可能となるよう１時間単位に見直すこととしたものであります。

次に、２、改正内容であります。

第４条につきましては、字句の整理を行うもので､「申込み」を「申請」に改めるものであります。

また、使用料につきましては、これまで午前・午後・夜間の使用区分であったものを１時間単位の使用区分及び使用料に見直すこととしたものであります。

詳細につきましては、資料２、新旧対照表を御確認ください。

続きまして、３、施行期日であります。

本定例会において条例を改正した後、周知期間としておよそ３か月を置き、令和８年７月１日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員）　今回、ほかの課も含めて、こういう１時間ごとにするという改正が結構来ているので、使いやすくて非常にいいなというふうに思います。

１点だけ、ここは恐らくオープンが午前９時から午後９時までで、ゲートボールをやる人はお年寄りが圧倒的に多くて、結構朝が早いのですよね。使っている人たちから、もうちょっと早くやってもらえないかなという声が結構ある、本来であれば８時過ぎぐらいから大会をやりたいとか。その都度、柔軟に対応していただいているようではあるのですけれども。

これ、１時間前倒しして８時からとかというのは難しいですかね、要望的な質疑になりますけれども。

○福祉総務課長（高屋　憲）　まず、条例で朝９時から夜９時までというふうになっておりまして、もし８時からとするためには条例改正が必要となるのが、まず１点でございます。

あと、実際にそういう要望があるということも承知しておりますので、今後、利用団体等とも意見交換を行って、そのような要望が大きいようでしたら、８時からというところも含めて条例改正を検討していきたいと思います。

○12番（齋藤　豪委員）　午前と夜間の部で見れば、1,000円から900円になるということで、あと、目的外も1,800円になるということで、実質値下げされるような形なのですけれども、大丈夫ですか。

○福祉総務課長（高屋　憲）　すぱーく弘前の現状の使用区分が３区分になっておりまして、午前・午後・夜間でございます。それぞれ1,000円と使用料を設定しているのが現状です。午前が３時間、午後が４時間、夜間が３時間ということで、それぞれ１時間当たりに直しますと、午前が333円、午後が250円、夜間が333円という数字になるのですけれども、これを１日に直しますと10時間になりまして、１日を通して3,000円ですので、3,000円割る10時間ということで、１時間当たり300円という料金で、いつ使っても不公平感がないような形の料金設定としたものでございます。

○12番（齋藤　豪委員）　それによって、収入は大丈夫ですか。

○福祉総務課長（高屋　憲）　団体が必要な時間だけ使うということでいけば、使用料に影響は

あるかと思うのですが、実際のところは、こちらいろいろと減免規定がございまして、市内の高齢者のスポーツ団体が使う場合は、ほぼ減免を受けるものでございます。

実際、令和６年度の数字なのですけれども、有料使用は６件となっておりまして、その他は全部減免で無償利用となっておりますので、収入という部分では大きく影響を受けないものと考えております。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第27号　弘前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

議案第28号　弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　次に、議案第27号弘前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案及び第28号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の以上２件は、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第27号及び第28号の以上２件に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸）　議案第27号弘前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案及び第28号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、一括して御説明申し上げます。

資料１を御覧ください。

説明のために、新規条例及び改正条例にそれぞれ番号を付しております。

本定例会に提出しております新規条例案は議案第27号、①弘前市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案であり、改正条例案である議案第28号では、②弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、③弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、④弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、⑤弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の四つの条例を改正しようとするものです。

次に、２、理由を御覧ください。

（1）新規制定条例について、新たに国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことに伴い、乳児等通園支援事業の認可施設に対し給付を行うに当たり、市が施設の運営状況を確認するための確認基準を定める必要があることから、新たに当該基準について定める条例を制定するものです。

資料２を御覧ください。条例に定める基準の内容を記載しておりますので、御参照ください。

資料１の２枚目、（2）改正条例を御覧ください。

議案第28号の改正内容ついて御説明いたします。

改正する四つの条例については、これまでそれぞれ政令で定める基準に従い当市における基準を定めており、大部分は当該政令の内容で規定しているところであります。そのため、それぞれの政令が改正される都度、条例改正を行う必要が生じ、また、政令の施行日までに条例改正が間に合わない等の問題が生じるおそれがあることから、政令の規定の内容が準拠され、条例の規定にも適用される方式――政令準拠方式へ整備するものです。

このほか、⑤の条例では、国の基準の文言等の改正がなされたところでありますが、政令準拠方式を採用することから、条例改正は不要となります。

あわせて、議案第27号の新規制定条例についても、改正条例と同様の理由から政令準拠方式を採用し、制定するものです。

次に、３、改正による影響について御覧ください。

この改正は、独自に規定している部分を除き、これまで政令で定める基準を条例にそのまま規定していた部分を、政令の規定に準拠するよう改めようとするもので、制度運用上の変更はなく、改正による影響はございません。

４、施行期日は、新規制定条例につきましては令和８年４月１日から、改正条例については公布の日から施行いたします。

資料３－１から資料３－４までは、改正条例の新旧対照表を添付しております。

また、最後のページには、今回の五つの条例の概要についての参考資料も添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　議案第27号及び第28号の以上２件に対し、御質疑ありませんか。

○４番（三浦　行委員）　政令が改正されたときに条例を改正する手間を省くという、政令準拠方式にするという説明でした。

市独自の基準を定める際にはどうなるのかお伺いします。

○こども家庭課長（清野　悟）　ただいまの御質疑の政令準拠方式に関しましては、国の改正に的確かつ速やかに対応するために採用するものであります。

また、市独自の基準を定める際には、改正が必要とされることから、これまでと同様に議会の御審議をいただくものになります。議会との情報共有を十分に図りながら、適切な制度運用に努めてまいりたいと思っております。

○４番（三浦　行委員）　政令がまた改正されたときに、市の実情が合っているか注視することを要望して終わります。

○12番（齋藤　豪委員）　難しくて、あまり分かりません。

要するに、子育てをしている現役世代の負担とか、何か変わることはありますか。

○こども家庭課長（清野　悟）　特に影響はないと思っております。

○16番（木村隆洋委員）　これまでもこの辺の議案、例えば家庭的保育事業とかは弘前ではゼロ

でありますし、特定地域型保育事業もないという中で、国とすれば、待機児童とかああいう問題が出てきたときにできた法律であって、いつも国で法改正を行う、政令を出すとなると、法体系でいえば、憲法があって、法律があって、政令・省令があって、その下に我々の市町村の条例が入ってくるので、実態に則していない条例を自治体でつくらざるを得なくて、その都度、国の法改正に振り回されてきたというイメージを持っています。これまで議員をやってきて、ずっと見ていて、原課の皆さんもその都度、多分本音で言えば、これは実態がないのにまた説明をしなければならないということがあって、この政令準拠方式になるのは、皆さんの負担も軽減されて、個人的には非常にいいのかなと思います。

１点だけ、この政令準拠方式を取っている条例的なものは、ほかにあるのかどうかをお伺いできれば。健康こども部で所管している中でいいです。

○こども家庭課長（清野　悟）　健康こども部で申しますと、これが最初のものになります。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第27号及び第28号の以上２件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第27号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第29号　　弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員）　最後に、議案第29号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸）　議案第29号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料１を御覧ください。

本条例案は、１、改正趣旨のとおり、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、国は、子

育て世代に対する支援拡充の財源の確保を目的として、医療保険の被保険者及び企業から徴収する健康保険料と併せて支援金を徴収する子ども・子育て支援金制度を創設したものであり、これに伴い、弘前市国民健康保険条例において、子ども・子育て支援納付金の賦課に係る規定を新たに追加するものであります。

また、令和12年度の青森県内の保険料率の完全統一へ向け、保険料における応能割と応益割の賦課割合の見直しを行うものであります。

詳細について御説明申し上げます。別紙１を御覧ください。

保険料の構成について御説明いたします。

健康保険に加入している人を、その健康保険の被保険者といいます。国民健康保険制度では、被保険者に御負担していただく国民健康保険料は、応能割と応益割で構成されております。

応能割は、被保険者の収入など経済的な負担能力に応じて賦課するものの割合をいい、前年の所得に応じて御負担いただく所得割がこれに当たります。

一方、応益割は、被保険者全てに同じ金額を賦課するものをいい、この応益割は、世帯ごとに御負担いただく平等割と、被保険者ごとに御負担いただく均等割にさらに分かれております。

この保険料全体に占める応能割と応益割の賦課割合は50対50が基本とされており、この割合は市町村の実情に応じて算定されております。

当市では、低所得者に配慮して応能割を多くし、令和４年度までは賦課割合を55対45としておりましたが、青森県内の保険料率が令和12年度に完全統一されることを見越し、基本の賦課割合である50対50へ段階的に見直すことを長期目標に掲げ、令和５年度は賦課割合を52.5対47.5に改定したものであります。

今回の改正におきましては、目標としました基本の賦課割合である50対50にしたいと考えております。

次に、国民健康保険料の計算方法を御説明いたします。別紙２を御覧ください。

国民健康保険料は、法令上では基礎賦課額という被保険者の医療費に充てるための医療給付費分賦課額と、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者支援金等賦課額、及び介護保険のサービスを賄うための介護納付金賦課額の三つの賦課額を計算して合計したもので構成されます。今回の御説明では、以後、医療分、後期分、介護分といたします。

下の表が、その計算方法であります。それぞれの賦課額は、所得割額、均等割額、平等割額の三つの項目を合算して決定されます。表中の下線が引いてあるパーセンテージや金額を保険料率といい、弘前市国民健康保険条例に定めるものであります。

医療分を例にして、令和７年度の保険料の出し方を御説明いたしますと、一番上の所得割額は、被保険者の前年の収入から算出した賦課基準額に保険料率の8.8％を乗じて計算いたします。均等割額は、その世帯の被保険者の数に保険料率の２万2400円を乗じて計算いたします。１人世帯なら２万2400円、４人世帯なら８万9600円でございます。平等割額は、世帯ごとにかかる金額で、何人世帯であっても定額の２万2600円となります。所得割額、均等割額、平等割額を合わせたものが、その世帯の医療分の賦課額であります。賦課額は収入や人数が多いほど金額が上がりますが、一定の上限が設けられております。この上限を賦課限度額といいます。

後期分についても、表にある保険料率を用いて、医療分と同じように賦課額を計算いたします。

介護分については、40歳以上の被保険者について計算いたしますので、世帯の中に40歳以上の被保険者がいない場合は、介護分の保険料はかかりません。

こうして計算した三つの賦課額を合計したものが世帯の保険料額となります。

別紙３－１を御覧ください。

令和８年度からは、別紙２で御説明いたしました保険料に加え、子ども・子育て支援納付金賦課額を被保険者の皆様に御負担いただくことになります。こちらの御説明は、以後、子育て分といたします。

一番下の表を御覧ください。こちらは、こども家庭庁の資料による試算結果からの抜粋であります。

市町村国保の場合、１人当たりの子育て分の保険料は月額で、令和８年度で250円、令和９年度で300円、令和10年度以降は400円の見込みであります。

これらの金額を基に、令和８年度から青森県内の保険料率が統一されるまでの４年間を同じ保険料率で国保運営をする方針で、子育て分の保険料率を算出したのが資料右の黄色い表でございます。

子育て分についても所得割と平等割の計算方法は変わりませんが、被保険者全員に賦課される子育て分の均等割については子育て世帯に配慮した仕組みとなっておりますので、御説明いたします。

まず、均等割1,000円を一旦、被保険者全員に賦課いたします。

次に、このうち18歳未満の被保険者全員分の均等割全額を軽減いたします。この全額軽減された18歳未満の被保険者の均等割総額を、推計した18歳以上の全被保険者数で割り返して出たものが18歳以上均等割であり、令和11年度まで18歳以上被保険者１人当たり78円を負担することとなります。

したがいまして、均等割の1,000円と18歳以上均等割の78円を合わせた1,078円に、18歳以上の全被保険者の数を乗じたものが子育て分の均等割賦課額となります。

簡単に述べますと、子育て分の均等割賦課額は、1,000円に全被保険者の数を乗じて算出するところを、子育て世帯への配慮の観点から18歳未満の被保険者の均等割はゼロ円とし、配慮の結果不足となった78円を合わせた1,078円に18歳以上の被保険者の数を乗じて算出するというイメージであります。

次に、資料３－２を御覧ください。

令和８年度の保険料率の設定イメージであります。一番左の図が現在の賦課設定であります。医療分に占める応能割が52.5％、応益割が47.5％となっております。

令和８年度からの保険料率の設定に当たっては、物価高騰等で家計を取り巻く状況が非常に厳しいことを踏まえ、矢印①のように、子育て分の賦課により増加する金額と同額を医療分の保険料から減額することで、被保険者の負担が増加しないよう調整するものであります。

次に、矢印②のように、医療分の所得割を１％下げることで、相対的に医療分の応能割が保険料に占める割合を50％とするものであります。これにより、収入状況や被保険者数などが前年と変わらない場合、一部の高所得世帯では負担が増加するものの、低所得世帯の負担が抑えられ、中間所得世帯では負担が減少する見込みであります。

資料１にお戻りください。

２、改正内容を御覧ください。

今回の条例改正の概要についてまとめたものであります。

なお、令和７年には団塊の世代の全てが後期高齢者医療制度に移行しており、これに伴って医療給付費や介護保険給付費について今後増大していくことが見込まれるため、後期分及び介

護分の保険料率は据え置きとするものであります。

裏面の、３、改正箇所を御覧ください。

今回の改正に係る条文の一覧であります。

４、附則を御覧ください。

本条例案の施行期日は令和８年４月１日であり、令和８年度の国民健康保険料から適用するものであります。

このほか、資料２といたしまして、弘前市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを、資料３といたしまして、今回の改正案に係る新旧対照表を添付しております。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員）　本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員）　なかなか難しいというか、単純に聞いていれば、子ども・子育て支援納付金の分をまず医療分から全部出すと。あと、医療分を１％下げるということだと理解しております。

まず、平均的なモデルケースでいいので、実際にどのぐらい下がるのかという金額的なものをお伺いできればと思います。

○国保年金課長（相馬延承）　保険料率の改定で、さきの一般質問で千葉議員が質問したのと同じケースにはなるのですけれども、30代の夫婦に小学生２人の４人世帯で、所得が200万円である場合は、令和７年度の料率で付加すると31万1700円だったものが、８年度は29万4400円になって、１万7300円下がります。同様に、68歳の御夫婦の２人世帯で、所得が150万円の場合だとすれば、令和７年度は20万2300円だったものが、令和8年度は19万1600円となって、１万700円減額になるというモデルケースの試算をしてございます。

○16番（木村隆洋委員）　この国保の話になるとどうしても、しばらく黒字化が続いていると。財政調整基金の積立てが、先般の一般質問でも約35億円程度積み上がっていると。

先ほどの部長の御説明の中で、４年後の都道府県単位化がもう決定されております。一般質問等でも質問が出ていたので多少重複しますけれども、県単位化に向けて国保の保険料は、今回、医療分が１％下がるというケースになっていますけれども、将来的にどういう額に、それこそ一般質問でも、上がるのか・下がるのかというところも含めて、そして財政調整基金の積立てが35億円あるという中で、都道府県単位化に向けて今後の国保保険料がどうなるのかと。あわせて、財政調整基金の35億円余りはどういうふうな考えで持っていくのかお伺いできればと思います。

○国保年金課長（相馬延承）　令和12年度から統一される保険料率は県のほうで、県全体の給付費がどうなるかで定めますので、そういったものを考えたときに、まず、今、報酬改定をすることになっていますけれども、実際にそれで物価高騰もあってどんどん上がっていくのか、その状況によります。

加えて、一番お金がかかるのは調剤なのです。調剤の部分で、過去にもがんの新薬で年間８億円以上も調剤費が上がってマイナスになったときもあるように、そういうふうなもの、例えば先般だとｉＰＳ細胞の新しいものが承認されて、それがどれだけの値段になるか設定が決まっていませんが、それがどんどん増えていったりとか、数年前には認知症に対して、初期の段階では、点滴ですけれども、それをやれば年間300万円ぐらいかかるようなものが承認されているのが、今度は服薬しやすい錠剤みたいなものに変わっていくことでもっとそういうふうな金額が増える可能性もあったり、そういうふうな医療のことは見えない部分もあるので、実

際に、被保険者数は減っていくので全体の給付費は減るのだけれども、一人一人の単価が高くなっていくという状況が続いているので、そこが非常に見えないところであるということ。

あと、県でも設定したときに、先ほど50対50とお話をしましたけれども、県全体としては、首都圏の所得を１とすれば0.８ぐらいと低いので、実際には、所得に付加するのは厳しいとなれば、50対50だけれども、みんなで取る部分に関してちょっと多めに付加するような設定になる可能性もありますので、そうなることで今うちのほうが設定している均等割・平等割よりも高くなるという可能性も含んでいるという状況になります。

基金については、後期高齢者医療制度みたいに一つの被保険者だと、保険料を全部右から左でうちのほうは後期の特別会計を持っていますけれども、そうではなく、各保険者でそのまま特別会計が残るという形になって、実際には、診療報酬で決まっていない特定健診の検査料とかは医療機関・検査機関によって額が違っていて、それは統一されたものではないので、そういった違いのあるところまで県が全て見て出すのかというと、ある一定の金額までは出すけれども、それ以上かかった分に関しては各市町村が集めた保険料で賄うか、足りないときにはそういう基金を充てるとかという形でやっていかなければならないし、実際には、インセンティブの交付金があって、いろいろなパーセントを上げればそれだけ交付金が多く来るのは、やっぱり独自にいろいろな保険事業とかをやっていかなければならない部分にはそういった基金等を充てていく可能性があるので基金は残らないといけないし、それ以上に、さっき言ったようにいろいろな医療のほうとかで県に納める額が上がっていく可能性もありますので、そうなったときにはやっぱり保有していないといけない。なので、それまでに全部なくさなければならないとかというものは何も出ていないので。

ただ、どれだけというのはなかなか、国でも目安は示していないというか、2000年に介護保険制度が始まった段階で、40歳以上の人が介護保険を納めるときにどれだけ基金があればいいかという目安として、年間の給付費の５％と示しているので、うちのほうだと今120億円ぐらいなので五、六億円ということにはなるのですけれども。

その後、後期の支援も増えたり、県単位になって変わっているので、どれだけというのもないのと、国保は毎年でも保険料率を変えられますから、国の目安だったけれども足りなければ次の年、その次でもすぐに料率を変えればいいということを考えれば、同じ料率で４年、５年とかとやるのであれば、やっぱり万が一マイナスでも、四、五年は耐えられるだけの基金を保有していることが望ましいというふうに考えてございます。

○16番（木村隆洋委員）　非常によく分かります。

これまで、平成30年での単位化、今、４年後の保険料率統一化も含めて、どうしても我々の意識だと、やっぱり35億円というのが若干独り歩きしていて、都道府県単位化の平成30年のときに関しては、累積赤字をどうするのだという議論をずっとしてきた記憶もあります。この累積赤字はどうなのかというのが、それこそ思い切った国保料の改定で一気に累積赤字を、記憶が間違っていなければ、１年で解消されて黒字化したというイメージもあるので。

どうしても毎年黒字が出てくると何となく、市民感情で言うと、これだけ黒字が出ているのだったら国保料を下げられるのではないかというのが、やっぱり市民ベースではあります。

今、課長がおっしゃったとおり、例えばそういう医療の高度化とかで赤字に転落したとしても数年は耐えられるような財政でないといけないという説明は非常によく分かるので、市民の方々にそこの理解をもう少し求めていただきたい。今聞けば十分に理解できますので、繰り返しになりますけれども、財調の35億円が独り歩きしている部分がありますので、そこは必要な

部分なのだということをもうちょっとアピールしてもらえれば、これは要望で終わります。

○12番（齋藤　豪委員）　１点だけ確認させてほしいところがあるのですけれども、今言われた高所得者は幾らからで、中・低の概念が幾らなのかを教えてください。

あと、先ほど言われた子供２人の４人家族で、逆に支援金としてもらえる部分というのは幾らから幾らになっていくのかなというのが、もしあれば教えてください。

○国保年金課長（相馬延承）　支援金が幾らかというところではなくて、子ども・子育て支援金制度としては、こうして集められたものを児童手当とか妊婦への支援給付金とか、こども誰でも通園制度だとか、いろいろと決められたものに充てるという形になっているので、それによってどれだけ増えるかというのを明確に言えるところはない状況にあります。

残念ながらそこは明確に答えられないもので、それに充てるというだけで、そのために必要なものを国で最初のうちは補塡するので、８年度の国保は幾らみたいな、先ほどの表にあったような段階で少しずつ増えていくという形にはなるということで、充てていくのが変わっていくということでしかちょっと話はできなくて。

あと、高所得に関して幾ら以上かという線のところは、ちょっと金額のところは、その世帯によって収入・人数によって違うところがあって、均等割に関しては、人が増えるとその額が多いので所得のところがちょっとあれなのですが、実際、今のところ、高所得というか、年間で賦課限度額と上限が決められている額がありまして、そこのところが７年度だと、実際には基礎賦課額のところは全体２万3910世帯のうち644世帯が高所得世帯で、全体の2.7％ぐらいが該当していたという形になります。

金額のところなのですが、例えば所得として1000万円ある人だと、さっきの8.8％をかければ88万円になるけれども、賦課限度額が66万円なので、そういう人は66万円しか取られていませんが、それが今7.4％に下げても74万円になりますけれども、そこは66万円になるのだけれども、ただ、0.4％を子ども・子育て分に持っていくので、子ども・子育て分のほうで計算上は４万円かかるけれども、子ども・子育て分の賦課限度額が３万円になっていますので３万円増える人になるみたいな感じで、あとはその方の所得によって計算のところでちょっと出てくるので、幾らという線引きのところはあれなのですが、どうしても高所得の人はそういう形になるし、あと、７割とかの軽減を受けて所得割が全くない人は、実際には今の所得割のところの計算の部分が動こうと変わりませんけれども、基礎賦課額から子ども・子育て分に持っていくだけですので、その方は負担が全く増えない形になるし、所得割がかかる人であれば、その１％下がる部分の恩恵が全てあるという形になるものです。

○12番（齋藤　豪委員）　先ほど言われた、２人の子供を育てている４人家族で、一応、負担する側もあって、結局子育てをしている現役世代というのは支給される中で、負担される方に配慮を示して、あともらう方もこれぐらいもらえて、応援を受けているのだよというような、例えばの話で、そういうケースで数字をはじき出してほしいなと。

○国保年金課長（相馬延承）　ちょっとそのモデルケースの、計算したデータを持っていないので申し訳ないのですが、ただ、子ども・子育て分に関しては、均等割に関して、本来取るところを、国のほうでも未就学児は２分の１を軽減するとか少しずつ変わってきていて、加えて、今18歳未満の均等割のところを全て軽減できないか、全額でなくても２分の１にするかというところは国でも考えていて、少しずつそういうふうな負担の軽減というものを増やしていっているので、そういう意味での、うちのほうは国保料の引下げもしますけれども、恩恵的なのは今の子育て支援金のそれであると浸透していくのかなというイメージでしか、今の段階ではお

答えできないです。

○健康こども部長（佐伯尚幸）　今の御質疑で、どれくらい負担して、どれくらい恩恵が返るのかということが目に見える形であればいいと思うのですが、今の条例改正では、まずはこの国の財源とするための支援金が各保険者に賦課されることだったということもあってのこういうふうな改正で、これは国が子供の様々な施策の財源として充てるということですので、例えば児童手当で幾ら返ってきているとかというのを出すのはなかなか難しい状況であります。そこは、すみません、見える形には多分できないと思います。

○委員長（成田大介委員）　ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（成田大介委員）　次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてであります。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前11時23分　休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を厚生常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前11時26分　開議】

○委員長（成田大介委員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「市民との協働推進行政等について」「ごみ回収等生活環境・環境行政について」「介護保険等福祉行政について」「子供・子育て支援行政について」「健康づくり推進等保健・医療行政について」「スポーツ行政について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員）　御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時27分　散会】